

第 4 次狭山市行財政改革大綱

平成 23 年 3 月

狭山市

< 目 次 >

I	行財政改革の基本的な考え方	
1	はじめに	1
2	これまでの取り組みと成果	2
3	さらなる行財政改革の必要性	5
4	大綱の位置づけと役割	7
5	行財政改革の基本的視点	8
6	大綱の期間	9
II	行財政改革の具体的推進項目	
1	市民目線で行政サービスを提供していくために	10
2	効率的で効果的に行政を運営していくために	11
3	健全で持続性のある財政を運営していくために	12
4	市民が主役の地域社会を創っていくために	13
5	政策形成に優れた機動性のある組織を創っていくために	14
III	行財政改革の推進体制	
1	推進体制	15
2	個別行動計画の策定	15
	用語の解説	16

I 行財政改革の基本的な考え方

1. はじめに

地方分権の進展により、自主性・自立性を高めた行政運営への転換が求められている一方で、世界的な経済不況の影響等は確実に狭山市の財政へ影を落としており、市の行財政を取り巻く状況には依然として厳しいものがあります。また、少子高齢社会の到来や市民の価値観の多様化等に伴い、市民の行政に対するニーズは高度化・多様化してきており、このような状況から、今後は、より効率的かつ効果的な行財政運営に改めるとともに、市民の視点に立つて必要な行政サービスを提供していくことが求められています。

狭山市では、これまでも、行財政改革を推進し、事務事業の見直し等を通じて、行政の効率化に取り組んできましたが、今後においても、市税収入等の確実な確保に市を挙げて全力で取り組むとともに、限られた財源を有効に活用して、行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくためには、行財政改革に引き続き取り組んでいく必要があります。

特に、今後は元気な狭山の実現に向けて、市民・団体・事業者・行政といった多様な主体が対等な立場で相互に協力し、各々の役割を明確にするなかで地域社会を担っていく「新しい公共」^{注1}の考えのもとに、協働の仕組みや環境等を整備していくという視点からも行財政改革を推進していく必要があります。

このことから、新たな行財政改革大綱を策定し、行財政改革を積極的に推進していきます。

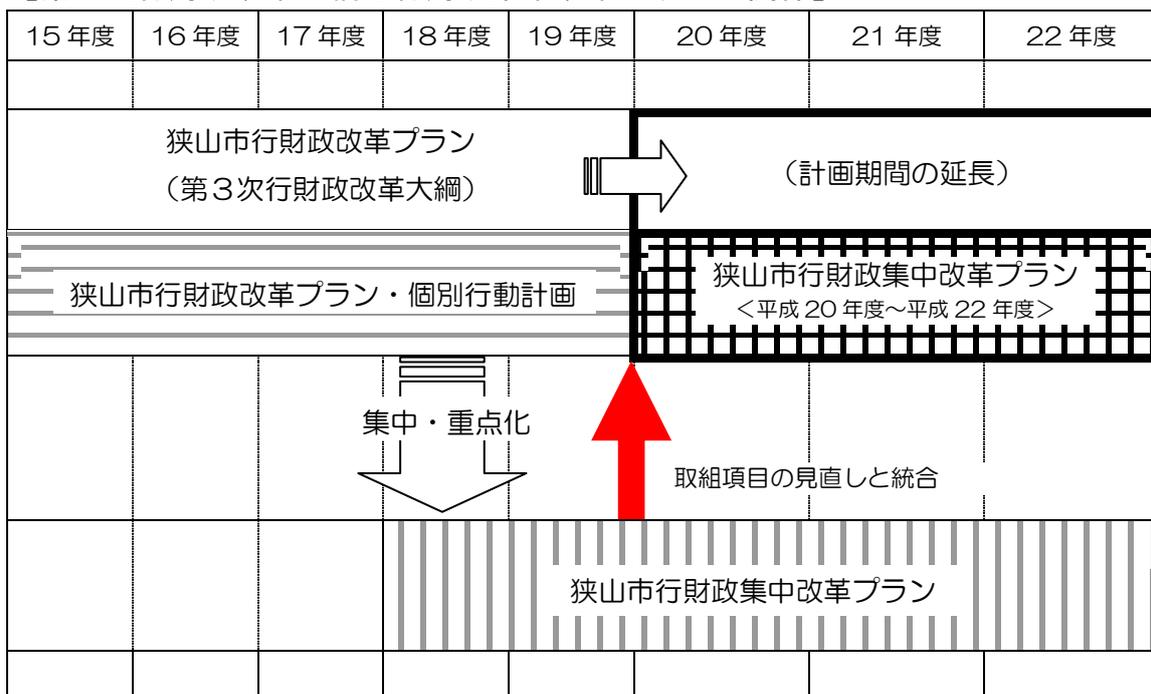
※ 文中に「注」の記載のある用語については、16 ページ「用語の解説」をご覧ください

2. これまでの取り組みと成果

狭山市では、平成15年11月に、第3次行財政改革大綱となる「狭山市行財政改革プラン」(計画期間：平成15年度～平成19年度)を策定するとともに、平成18年3月には、総務省からの指針を受け、同プランを集中・重点化した「狭山市行財政集中改革プラン」(計画期間：平成18年度～平成22年度)を策定し、これら2つのプランにより行財政改革を進めてきました。

平成20年3月には、「狭山市行財政改革プラン」が計画期間の終期を迎えたことから、計画期間を3年間延長するとともに、「狭山市行財政改革プラン・個別行動計画」と「狭山市行財政集中改革プラン」を一体化し、取組項目の見直しと追加を行い、「狭山市行財政集中改革プラン<平成20年度～平成22年度>」を新たに策定し、これを推進することで、行財政改革の成果をあげてきました。

【第3次行財政改革大綱と行財政集中改革プランの関係】



「狭山市行財政集中改革プラン＜平成20年度～平成22年度＞」では、67の項目の実施に向けて取り組んできました。

その実施状況と成果の概要は、下表のとおりです。

実施状況については、計画期間内に世界的な経済状況の悪化もあり、受益者負担に係わる項目を中心に取組が鈍りました。また、関係団体等との調整が図れず実施に至らなかったものもあり、実施率においては62.7%に止まりました。

一方で、効果額においては、取組のすべてに見込めるものではありませんが、実施した取組に効果額を生じるものが多かったことから、合計で目標額を若干上回る結果となりました。

なお、未実施項目の取組については、原則として本計画の個別行動計画に位置付け、早期の実施を図ることとします。

【実施状況】（平成22年度末現在）

区 分	年度			合計
	20年度	21年度	22年度	
計画項目数	27	30	10	67
実施項目数	23	14	5	42
20年度実施	20	4	0	24
21年度実施	1	5	2	8
22年度実施	2	5	3	10
未実施項目数	4	16	5	25
実施率	85.2%	46.7%	50.0%	62.7%

※ 行財政集中改革プラン＜平成20年度～22年度＞に掲げた基本項目数は64項目であるが、1項目が2つに分かれているもの、1項目に複数の所管課があり個々に取り組んでいるもの、計画期間中に2度の「実施」を計画しているものがそれぞれ1項目あるため、計画項目数は67項目となる

【行財政改革の効果額】

（単位：千円）

区分	20年度	21年度	22年度	合計
目標額	560,836	554,817	1,309,613	2,425,266
実績額	617,764	819,104	1,258,569	2,695,437

※ 行財政改革の効果額については、具体的に実施した事業の効果を金額で表したものであり、千円未満を四捨五入した

また、計画項目のうち、「第2次定員適正化計画の推進」（「狭山市行財政改革プラン」の3年間延長に合わせ、計画期間を平成22年度まで延長）においては、計画目標値である平成22年4月1日現在の職員数を27人上回る削減を達成しました。この3年間における職員削減数も目標を上回る79人となりました。

【職員の定員管理の取組状況】

(単位：人)

項 目		20年度	21年度	22年度	合 計
計 画	職員目標数(各年度4月1日現在)	1,205	1,185	1,160	
	職員削減予定数(対前年度)	△21	△20	△25	△66
実 績	職員数(各年度4月1日現在)	1,185	1,163	1,133	
	職員削減数(対前年度)	△27	△22	△30	△79

※ 数値は、地方公営企業分を含む市全体の職員数（再任用職員は、短時間採用のため除く）

3. さらなる行財政改革の必要性

市行政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、市民に必要な行政サービスを今後も継続して提供していくためには、次のような視点にたって、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、行財政改革をより一層推進するとともに、特に、今後は「新しい公共」という考えのもとに、市民との協働を推進していく必要があります。

(1) 社会経済情勢の変化への対応

地方分権の進展により、地方自治体に自主性・自立性が求められる一方で、世界的な経済不況の影響等により、市行政を取り巻く状況には依然として厳しいものがあります。また、少子高齢社会の到来によって、子育てや介護等に係る行政ニーズは益々増大するとともに多様化する傾向にあります。このような状況から、今後は、様々な行政ニーズに柔軟に対応できるよう、行政の体質を効率的で弾力性のあるものに改善していく必要があります。

(2) 厳しさを増す財政状況への対応

世界的な経済不況の影響等により、市税収入は減少するとともに、今後は増加に向けての回復も期待できないなかで、国においても税収等が大幅に減少し、地方交付税や国庫補助金等への影響も懸念されています。

また、扶助費^{注2}をはじめとする義務的経費^{注3}の減少も見込めず、市税等の収入の減少と相まって、市の財政は硬直化の傾向にあります。

このような状況から、今後は、事務事業の見直しに一層取り組むとともに、これまで以上に選択と集中に徹して、財源の効率的かつ効果的な活用を図りながら、健全な財政運営の実現に全組織を挙げて取り組んでいく必要があります。

(3) 高度情報化の進展への対応

インターネットの普及に代表される高度情報化社会の到来は、質の高い行政サービスを市民に迅速に提供することを可能としました。高度情報化のメリットを活かすことで、オンラインサービスをはじめとする新たなサービスの創出や、行政内部事務の飛躍的な効率化をもたらすことができることから、行政情報システムの最適化、地域情報化の推進、ITガバナンス^{注4}の強化等を通じて、引き続き電子自治体^{注5}を推進していく必要があります。

(4) 地域社会の変化への対応

狭山市では、各地区に地区センターを設置し、市民主体のまちづくり活動を支援していますが、これらを通じて、市民の地域活動への参加意識も高ま

ってきています。このような状況から、今後は、市民と行政が相互に連携して、各々の役割を果たしながら、まちづくりに取り組むような地域社会の形成を図っていく必要があります。

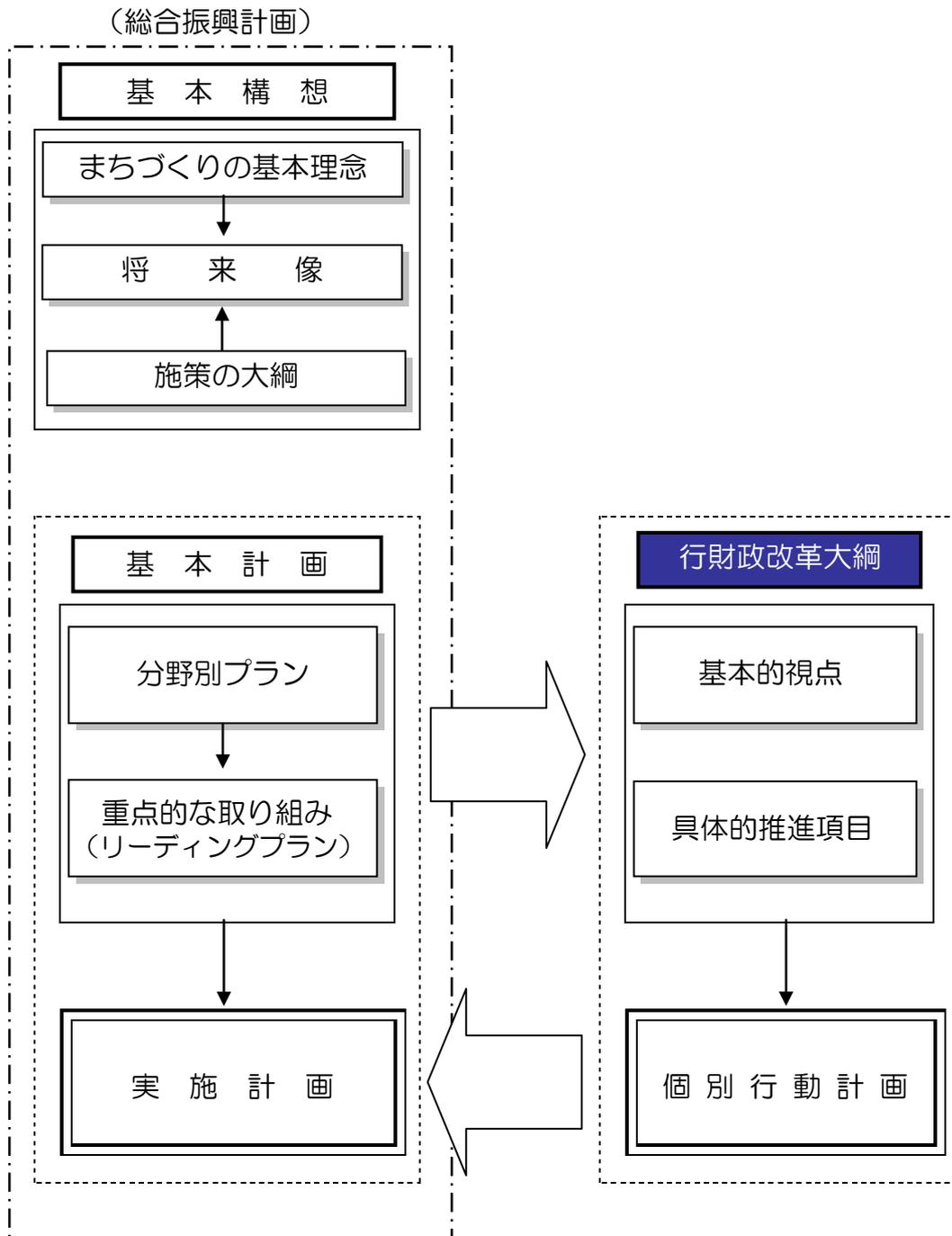
(5) 職員の資質向上と組織の活性化への対応

市行政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、自らを効率性あるものに変革するとともに、限られた財源を有効に活用して、市民ニーズに効果的に対応していくことが求められています。

このことから、これまで以上に創意と工夫を凝らした行政運営を推進するためには、職員の意識改革と政策形成能力の向上に一層取り組むとともに、様々な行政改革に迅速かつ適切に対応できる、柔軟で横の繋がりも持った機動性のある組織に改めていく必要があります。

4. 大綱の位置づけと役割

狭山市の行財政改革は、「第3次狭山市総合振興計画・後期基本計画」第7章の計画推進（行財政改革の推進）に位置づけられています。本大綱は、後期基本計画に基づき、行財政改革を具体的に推進するために策定するもので、行財政改革への取組みの基本的な視点と具体的な推進内容を示したものです。



5. 行財政改革の基本的視点

行財政改革を推進するにあたっては、現行の第3次行財政改革大綱の考え方を踏まえるとともに、本市の行財政を取り巻く今日的な状況をもとに、次の基本的な視点から行財政改革に取り組みます。

特に、今後は、事務事業の見直し等により、簡素で効率的な行財政運営の推進を図ることはもとより、市民と行政の関係を見直して、両者が協働して「新しい公共」を構築するという視点から、行政スタイルの刷新にも取り組みます。

<基本的視点>

- (1) 市民の視点に立った行政サービスの推進
- (2) 効率的で効果的な行政運営の推進
- (3) 健全で持続性のある財政運営の推進
- (4) 市民と行政の協働による新しい公共の推進
- (5) 職員の資質の向上と組織の活性化の推進

(1) 市民の視点に立った行政サービスの推進

市民の行政に対するニーズを的確に把握し、これに適切に対応する形で、サービスを提供するとともに、サービスの有効性や市民の利便性等について、定期的に検証し、必要な見直しを行うなど、市民の視点に立った行政サービスを推進します。

(2) 効率的で効果的な行政運営の推進

施策や事務事業の立案から実施、評価、見直しに至る過程を総合的に管理する仕組みの充実を図ることにより、行政の体質を成果を重視したものへと改めるとともに、行政運営に民間のノウハウや経営力を積極的に取り入れるなど、効率的かつ効果的な行政運営を推進します。

(3) 健全で持続性のある財政運営の推進

市税収入については、これまでのように増加することが期待できず、一方で、扶助費等の義務的経費の減少も見込めないことから、市税等の歳入に見合った形で、事務事業について、選択と集中のもと、徹底した見直しを行い、財源の重点的配分を図りながら、健全で持続性のある財政運営を推進します。

(4) 市民と行政の協働による新しい公共の推進

市民と行政が両者の信頼関係に基づいたイコールパートナー^{注6}として、各々の果たすべき役割を明らかにし、分担するなかで、協働してこれからの地域社会を担っていけるように、市民と行政の関係を見直して、両者が協働するための仕組みを構築し、これらを通じて、新しい公共を推進します。

(5) 職員の資質の向上と組織の活性化の推進

限られた財源の有効な活用を図りながら、多様化する行政ニーズに的確に対応するとともに、効率的かつ効果的な行政運営の実現を図っていくため、職員の問題解決や政策形成等に係る能力の向上を図ります。また、様々な行政課題に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の有効活用と機動性のある組織運営を推進するとともに、組織の活性化を図ります。

6. 大綱の期間

本大綱の期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 年間とします。



Ⅱ 行財政改革の具体的推進項目

行財政改革の基本的視点をもとに、次の5つの柱に沿って、行財政改革の具体的推進項目を設定します。

1 市民目線で行政サービスを提供していくために

行政サービスを提供するにあたっては、市民のニーズを的確に把握し、これに適切に対応する形で行政サービスを提供するとともに、定期的にサービスの有効性等について評価し、必要な見直しを行うほか、市民の利便性の向上につながるよう、サービスの提供方法等についても見直しを行うなど、市民目線で行政サービスを提供していきます。

(1) 行政サービスの適正化

市民のニーズや満足度に照らして、行政サービスの必要性、有効性、効率性を評価し、必要な見直しを行うなかで、行政サービスの適正化を図ります。

(2) 窓口サービスの効率化

総合窓口の設置などにより、窓口サービスのワンストップ化^{注7}を図り、手続きの簡略化や所要時間の短縮を通じて、市民の利便性の向上を図ります。

(3) オンラインサービスの拡充

市民が市役所や地区センターに出向かずに、在宅や自宅周辺でサービスを受けたり、必要な手続きができるよう、インターネットを活用したオンラインサービスの拡充を図ります。

(4) 地域情報化の推進

地図情報システム、地域ポータルサイト^{注8}、モバイルサイト^{注9}等の普及と活用を通じて、I T (情報通信技術) を行政の効率化だけでなく、市民生活の利便性の向上や地域経済の活性化などのために積極的に活用します。

2 効率的で効果的に行政を運営していくために

限られた行財政資源を有効に活用して、最大の行政効果を上げるために、行政評価の拡充や事務事業の徹底した見直しをはじめとして、電子自治体の構築、さらには、民間活力の導入等を通じて、効率的かつ効果的な行政運営を推進していきます。

(1) 行政評価の充実

行政評価の対象を事務事業から施策へと拡大するとともに、評価の指標についても効果を重視したものへと改め、さらには、第三者評価を導入するなどして、行政評価の充実を図ります。

(2) 事務事業の見直し

限られた財源のなかで、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、既存の事務事業全般について、行政の関与する必要性、受益と負担の公平性、費用対効果などの視点から検証し、選択と集中のもとに、徹底した見直しを行います。

(3) 行政情報システムの最適化

I T（情報技術）を駆使し、電子自治体の構築を図るにあたり、行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化、地域課題への対応等の視点から、行政情報システムの整備を図ります。

(4) 公共施設の再編整備

公共施設の老朽化が進むなかで、これに適切に対応していくためには、個々の施設について、立地と規模、機能、利用状況、維持管理経費などを総合的に分析し、施設の今後のあり方の検討を踏まえて、公共施設の再編に係る方針を明確化し、これを推進します。

(5) 民間活力の導入

行政サービスの提供や公共施設の管理運営について、サービスの向上やコストの削減を図る観点から総合的に検討し、行政が直接行う場合に比べて費用対効果等の面で優れているものについては、民間の持つノウハウや経営力を積極的に活用します。

(6) 情報の公開の推進

行政に対する市民の理解と信頼を醸成し、開かれた行政を推進するために、情報の発信や公開のより一層の推進を図ります。

3 健全で持続性のある財政を運営していくために

財政を取り巻く状況に厳しいものがあることから、今後も、健全性を保ちつつ、財政を持続的かつ安定的に運営していくためには、財政運営全般について必要な見直しを行い、適正な財政規模のもとで、財政運営を行っていきます。

(1) 予算編成等の見直し

総合振興計画実施計画との整合をより一層強化するとともに、事業別予算を導入し、事業と予算の一体化のもとに、政策と連動したメリハリのある予算編成の具現化を図るとともに、財政健全化指標や財務諸表等の活用により、財政の健全化の維持確保を図ります。

(2) 受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、使用料や手数料等について定期的な見直しを行い、負担の公平性を確保するとともに、歳入の確実な確保を図ります。

(3) 市税等の収入の確保

歳入の中核となる市税等の収入の確保に向けて、コンビニ収納や口座振替の促進等、納付の利便性の向上を図るとともに、徴収体制の強化を図り、滞納繰越分^{注10}の徴収を積極的に行います。

また、市が所有する土地の活用及び処分を行うとともに、新たな自主財源の確保を図ります。

(4) 給与等の人件費の適正化

義務的経費に占める割合が高い人件費について、定員適正化計画に基づく職員数の適正化や職員手当を含めた職員給与等の見直し等を通じて、その抑制を図ります。

4 市民が主役の地域社会を創っていくために

行政への市民参加はもとより、これからは、市民と行政が各々の役割を果たすなかで相互に連携し、協働して、これからの地域社会を担っていけるように、そのための仕組みを構築し、新しい公共を推進していきます。

(1) 行政への市民参加の促進

市民の意見を様々な角度から行政運営に反映していくために、アンケート調査やパブリックコメント^{※11}はもとより、市民公募等を通じて、市民が主体的に行政に参加できるような機会の拡充を図ります。

(2) 新しい公共の推進

市民との協働による新しい公共の推進に向けて、これに対する市民の理解を醸成するとともに、市民参画と協働の方針を明確にし、協働を担う人材の育成と協働を推進するための仕組みづくりに取り組みます。

(3) 市民の公益活動の促進

市民との協働を推進するにあたり、その担い手として、公益活動に取り組むNPOやボランティア等の育成と活動の促進を図るとともに、広く市民に対しても公益活動への理解と参加の促進を図ります。

(4) 市民との情報の交流の推進

市民と行政が、地域や行政に関する情報を共有し、相互理解のもとに、共通の目的を持って協働に取り組むことができるよう、市民と行政との情報の交流を推進します。

5 政策形成に優れた機動性のある組織を創っていくために

多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、様々な行政課題に迅速かつ適切に対応するため、職員一人ひとりの意識改革を促し、政策形成能力等の向上を図ります。

また、組織についても、人材の有効活用を図りながら、機動性に優れた組織に変革していきます。

(1) 職員の意識改革と人材育成

幅広い見識と専門的な知識を有し、多様な市民ニーズに的確に対応するとともに、市民との協働の担い手としての指導力や調整力を発揮できるよう、職員一人ひとりの意識改革や能力開発に取り組みます。

(2) 人事管理システムの充実

適材適所の職員配置のもと、職員の能力を有効に活用して、組織としての力が最大限に発揮されるよう、また、職員が意欲を持って職務に取り組むことができるよう、職員の能力等が適正に評価され、職員の能力が十分に活かされるような人事管理システムを構築します。

(3) 外郭団体の見直し

社会経済環境の変化に伴い、市の外郭団体に求められる役割も変わってきており、その状況に対応しながら、外郭団体の今後のあり方の明確化を踏まえて、見直しを行います。

(4) 機動性のある組織の構築と運営

様々な行政課題に迅速かつ適切に対応していくために、職員の能力が十分に発揮され、意思決定も迅速で、行政課題の変化にも柔軟に対応できるような、機動性のある組織を構築するとともに、市民目線の横断的な行政サービスを提供できるよう、適宜、必要な見直しを行います。

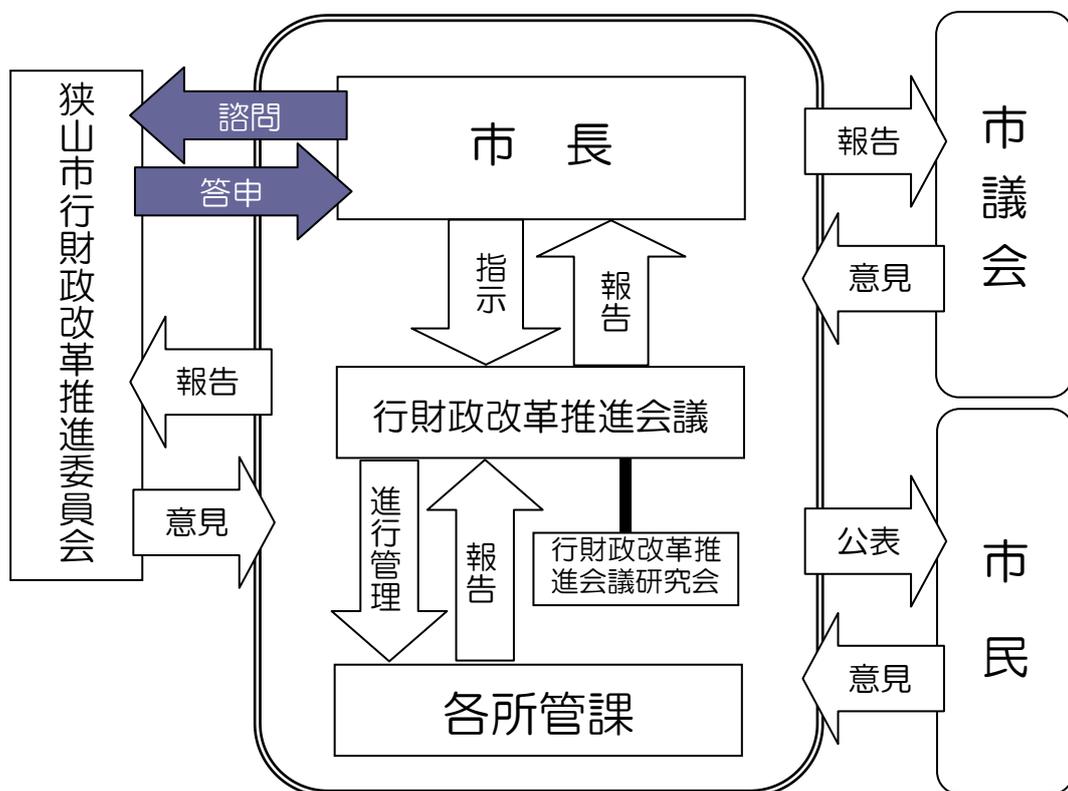
Ⅲ 行財政改革の推進体制

1 推進体制

市長の強力なリーダーシップのもと、全職員が一丸となって積極果敢に行財政改革に取り組んでいきます。

取組状況については、庁内に設置した行財政改革推進会議への報告を踏まえて、定期的に市議会や狭山市行財政改革推進委員会に報告し、これに対する意見をその後の取組みにフィードバックするなどして、進行管理を行っていきます。

また、広報紙や市の公式ホームページを通じて公表します。



2 個別行動計画の策定

この行財政改革プランに基づき、個別行動計画を策定し、計画的に推進します。

個別行動計画においては、具体的推進項目ごとに、具体的に取り組む改革の内容や実施スケジュールを示すとともに、担当する所管を明確にします。

注 1…新しい公共

官民の役割分担が進むなか、個人や民間企業、NPOなどの民間部門が社会の様々な場面で重要な役割を担いつつあり、これまで行政が専ら担ってきた「公共」についても、市民、企業、行政がともに信頼しあい、当事者として協働しながら担っていくことをいう。

注 2…扶助費

生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費、子ども手当などの支給や、市が単独で行う被扶助者に対する現金・物品の支給。

注 3…義務的経費

地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費をいう。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされる。この義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まるとされている。

注 4…I T ガバナンス

I T（情報通信技術）を導入・活用するにあたって、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、すべての活動、成果および関係者を適正に統制し、目指すべき姿へと導くための仕組みを組織に組み込むこと、または、組み込まれた状態。

注 5…電子自治体

自治体が I T を活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みをいう。

オンラインによる申請等が可能になることにより、市民は様々な申請を家庭にいながらにして行うことができ、自治体においても、情報が電子化されることにより効率的な業務の遂行が可能になり、より便利で質の高いサービスを市民に提供することができるようになる。

注 6…イコールパートナー

対等で友好的な関係をいう。

注 7…窓口サービスのワンストップ化

一度の手続きで、必要とする一定の行政手続きが完了するようにサービスの一元化を図ること。そのためには、総合窓口化を推進する必要がある。

注 8…地域ポータルサイト

官民産学の広範囲な地域情報を一つにまとめ、住民が必要とする情報を提供したり、住民間のコミュニケーションの場となる掲示板などの機能を備えている地域密着型のサイト（ホームページ）。多くは、地域商店街の特売情報やクーポン、イベント情報、不動産情報、求人情報、ボランティア情報、生活の知恵など、住民の生活に直接かかわる情報が提供されている。

注 9…モバイルサイト

携帯電話など、インターネット接続が可能な移動体通信端末用に構築されたサイト（ホームページ）のこと。狭山市でも「狭山市公式モバイルサイト」を開設し、すべての携帯電話からの閲覧を可能としている。

注 10…滞納繰越分

前年度以前に課税されたが、課税した年度内に完納されなかったため翌年度以降に繰り越された税額分をいう。

注 11…パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すために実施する手続きをいう。